

あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について（一部変更）

令和5年6月30日に審議されたあきる野市の特定教育・保育施設の利用定員について、下記のとおり令和6年4月からの公立保育所「すぎの子保育園」の受入れ停止の内容を一部変更したいので、再度意見を求めます。

記

1 第1回子ども・子育て会議（令和5年6月30日）

（1）審議内容

公立保育所「すぎの子保育園」の利用定員40人の受入れを停止することについて、意見を求める。なお、変更日は未定とする。

（2）主な意見

ア 在園予定3人は、集団における適切な保育が行われないことになると思う。

イ 保護者の意向を聞いた上で、適切に対応すべきである。

ウ 転園希望がなければ無理に辞めさせるわけにはいかないが、3人以下では集団における適切な保育を行うことはほぼ不可能である。

2 市における方針決定

令和5年8月9日付けで、令和6年4月からの新たな園児の受入れを停止することを決定する。

3 在園児の保護者等に向けた説明会（令和5年9月8日）での主な意見

別紙「すぎの子保育園の保育受入れの停止に当たっての説明会 要点記録」のとおり

4 方針の一部見直し

3の意見を踏まえ、すぎの子保育園に在園する園児の集団保育に寄与するため、「全ての年齢の新規の受入れ停止」から「園児が不在の年齢の新規の受入れ停止」に変更する。